

○北開局工管第21号

北海道開発局入札監視委員会規則（平成13年4月1日北開局工管第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月10日

北海道開発局長 水 島 徹 治

### 北海道開発局入札監視委員会規則

（設置）

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）及び「随意契約見直し計画」（平成18年6月国土交通省）における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、北海道開発局入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、北海道開発局長の委嘱に基づき、本局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等並びに物品の製造、財産の買入及び物件の借入に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出したものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
  - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
  - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
  - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
  - ニ 随意契約とした理由及び経緯
  - ホ 契約方式の選択
- (3) 前号ハ及びニに規定するもののほか、委員会が抽出したものに関し、随意契約の適正化の観点から、別に定める事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (4) 委員会が必要と認めた事項に関し、本局及び開発建設部の横断的な調査及び審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (5) 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
  - イ 入札及び契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）適用対象工事は除く。）
  - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- (6) 「北海道開発局請負工事成績評定要領」（平成4年4月1日北開局工第2号。以下「工事成績評定要領」という。）に基づく請負工事の成績評定及び「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成7年4月3日北開局工第2号。以下「業務成績評定要領」という。）に基づく委託

業務の成績評定に係る再説明審査を行うこと。

(7) 工事成績評定要領及び業務成績評定要領の運用に関する審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、北海道開発局長が委嘱する。

2 委員会は、委員5人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号から第4号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、委員長が召集し、原則として年2回以上、開催する。

2 第2条第5号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）並びに第2条第6号及び第7号の事務に係る会議（以下「再説明会議」という。）は、それぞれ必要に応じ委員長が召集し、開催する。

3 前2項に掲げる各会議は非公開とし、議事の概要を公表する。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した当番委員に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自ら行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第15条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別の一覧表の中から、無作為の方法によって（工事については、入札・契約方式別に、無作為の方法によって）行う。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号から第4号及び第7号の事務に関し、報告の内容、審議した対象工事に係る理由又は工事成績評定要領及び業務成績評定要領の運用について、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で北海道開発局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行う。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第5号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成の上、その結果を北海道開発局長に報

告するとともに、公表を行う。

- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。  
(再説明審査)

第10条 委員会は、第2条第6号の事務に関し、再説明の申請があったときは、却下すべき場合を除き、再説明会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成の上、その結果を北海道開発局長に報告するとともに、公表を行う。

- 3 前項の報告は、再説明の請求があった日からおおむね50日以内に行わなければならない。  
(談合情報対応)

第11条 委員は、「北海道開発局公正入札調査委員会の設置等について」(平成23年5月26日付け北開局工管第40号)別添2談合情報対応マニュアル及び「北海道開発局物品等公正入札調査委員会設置要領等の制定について」(平成25年3月27日付け北開局会第672号)別紙2物品等契約に係る談合情報対応マニュアルに基づき意見を求められたときは、意見を具申する。

(委員の除斥)

第12条 委員は、第2条第2号から第6号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第13条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、会計課及び工事管理課において行う。

(報告の様式)

第15条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式1から別記様式9までに定める。

附 則

この通達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成15年1月7日から施行する。

附 則

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成17年10月5日から施行する。

附 則

この通達は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成20年3月6日から施行する。

附 則

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和元年6月10日から施行する。

## 総 括 表

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

入 札 方 式	件 数	備 考
<b>【工 事】</b> ・総契約件数 (内 訳) ① 一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事) ② 一般競争入札方式(①以外) ③ 工事希望型競争入札方式 ④ ③以外の指名競争入札方式 ア 一般土木工事に係るもの イ その他 ⑤ 随意契約		(1) 予定価格250万円以下のものは含まない。 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。  (記載例) **月の特色としては、業務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多いこと、中でも一般土木工事に係る発注が多い。
<b>【建設コンサルタント業務等】</b> ・総契約件数 (内 訳) ① 一般競争入札方式 ② 公募型競争入札方式 ③ 簡易公募型競争入札方式 ④ ②及び③以外の指名競争入札方式 ⑤ 公募型プロポーザル方式 ⑥ 簡易公募型プロポーザル方式 ⑦ 標準プロポーザル方式 ⑧ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約 ア プロポーザル方式へ移行したもの イ ア以外のもの ⑨ 随意契約		(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。 (3) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。  (記載例) **月の特色としては、業務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。
<b>【役務の提供等及び物品の製造等】</b> ・総契約件数 (内 訳) ① 一般競争入札方式 ② 指名競争入札方式 ③ 企画競争方式 ④ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約 ア 企画競争方式へ移行したもの イ ア以外のもの ⑤ 随意契約		(1) 原則として、予定価格が250万円以下の製造、予定価格が160万円以下の財産の買入、予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の買入は含まない。 (2) 原則として、予定価格が100万円以下の(1)以外の契約は含まない。 (3) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。 (4) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。  (記載例) **月の特色としては、業務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

<b>【工 事】</b> <b>(〇〇開発建設部発注分)</b> ・総契約件数(抽出条件:一般土木B～C、予定価格4000万円以上)		(1) 予定価格250万円以下のものは含まない。 (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
--	--	---

## 工事に係る入札方式別発注工事一覧

(一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(工事希望型競争入札方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	技術資料の提出を 要請した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(工事希望型以外の指名競争入札方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(随意契約方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

- 注:(1)予定価格250万円以下のものは含まない。  
(2)国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。  
(3)「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。  
(4)「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。



(簡易公募型プロポーザル方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業種区分	手続きへの参加資格 及び業務実施上の 条件を満たす参加 表明書の提出者数	技術提案書 の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
						(単位:千円)	(単位:%)	

(標準プロポーザル方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業種区分	技術提案書の 提出者の選定数	技術提案書 の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
						(単位:千円)	(単位:%)	

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行したもの>)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業種区分	応募要件を満たす 参加意思確認書の 提出者数	技術提案書 の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
						(単位:千円)	(単位:%)	

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行しなかったもの>)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業種区分	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
				(単位:千円)	(単位:%)	

(随意契約方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業種区分	契約締結日	契約の相手方	契約金額	落札率	備 考
				(単位:千円)	(単位:%)	

注: (1) 予定価格100万円以下のものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。

(4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

(5) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

(6) 「プロポーザル方式へ移行しなかったもの」とは、(5)以外のものをいう。

## 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(一般競争入札方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業務分類	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(指名競争入札方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業務分類	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(企画競争方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業務分類	企画提案書 の提出者数	企画競争参加資格 要件を満たす企画 提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式&lt;企画競争方式へ移行したもの&gt;)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業務分類	応募要件を満た す参加意思確認 書の提出者数	企画提案書 の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式&lt;企画競争方式へ移行しなかったもの&gt;)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業務分類	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(随意契約方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業 務 名	業務分類	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

注:(1)原則、次の契約は含まない。

ア 予定価格が250万円以下の製造

イ 予定価格が160万円以下の財産の買入

ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円以下の物件の借入

エ 予定価格が100万円以下のア～ウ以外の契約

(2)国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3)「業務分類」の欄には、「役務の提供等」又は「物品の製造等」のいずれかを記載する。

(4)「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。

(5)「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

(6)「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

(7)「企画競争方式へ移行しなかったもの」とは、(6)以外のものをいう。

## 指名停止等の運用状況一覧表

(期間： 元号〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 元号〇〇年〇〇月〇〇日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	指名停止の範囲	該当事項	指名停止の理由
		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( か月)			

※一般競争入札については、指名停止を受けている期間中でないことを競争参加資格として定めている。

注：該当事項の欄には、「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年4月1日北開局工第1号）に定める別表第1及び第2に掲げる措置要領のうち該当するものを記入する。

## 再度入札における一位不動状況

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工事区分		総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			注(1)		
等級			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
一般土木	工種分類内訳	河川・海岸						
		道路						
		構造物						
		砂防・地すべり防止						
		トンネル						
		ダム						
		農用地整備・農地保全						
		土地改良施設						
		港湾・漁港						
		空港						
建築								
舗装								
鋼橋上部								
PSコンクリート								
しゅんせつ								
機械装置								
管								
電気								
塗装								
造園								
防水加工								
さく井								
グラウト								
維持								
その他								

注：(1) 入札回数は、原則として、2回を限界としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

(2) 入札書を提出した者が1者の場合は含まない。

(3) 「工事区分」の欄には適宜内訳を追加すること。また、内訳は「北海道開発局工事等競争参加者選定要領」(平成12年12月19日付け北開局工第333号)

様式9-2の「工種分類」を記載する。



## 一者応札の発生状況

(一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(随意契約方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

注:(1)「一者応札」とは、競争参加資格を確認した者が1者で、その者が入札した場合をいう。

なお、随意契約においては、受注意思を確認した者又は発注者が特定した者が1者で、その者が見積を提出した場合をいう。

(2)特命随意契約は含まない。

(3)予定価格250万円以下のものは含まない。

(4)国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(5)「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。

(6)「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

## 不調・不落の発生状況

【不調】

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	等級	入札方式	入札公告日	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	再発注への 対応状況	備 考

【不落】

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	等級	入札方式	入札公告日	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	再発注への 対応状況	備 考

注：(1)「不調」とは、「不落」以外の場合で、競争に付しても入札者がいない場合をいう。

(2)「不落」とは、予定価格の超過又は開札後に全者辞退したことにより、再度の入札をしても落札者がいない場合をいう。

(3)「再発注への対応状況」の欄には、

- ・ 工事内容の変更
- ・ 入札参加要件の緩和
- ・ 入札方式の変更
- ・ 発注時期の変更
- ・ 取り止め

等を記載する。

(4)不調・不落により再発注した案件の場合は、備考欄に「再発注」と記載する。

## 高落札率の発生状況

(一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(一般競争入札方式:政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	競争参加資格を 確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(工事希望型競争入札方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	技術資料の提出を 要請した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

(工事希望型以外の指名競争入札方式)

(期間 元号〇〇年〇〇月〇〇日～元号〇〇年〇〇月〇〇日)

工 事 名	工事区分	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備 考

- 注: (1) 予定価格250万円以下のものは含まない。  
(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。  
(3) 「入札参加者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。  
(4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。  
(5) 競争入札により生じる高落札率について記載することとし、随意契約は含まない。

## 再苦情申立書

元号〇〇年〇〇月〇〇日

北海道開発局長 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

住 所：〒

電 話：

商号又は名称：

代表者氏名：

2 再苦情申立ての対象となる工事等の件名〔又は指名停止等措置〕

工 事 等 名：

〔元号〇〇年〇〇月〇〇日付け北開局工管第〇〇〇号による指名停止措置〕

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項